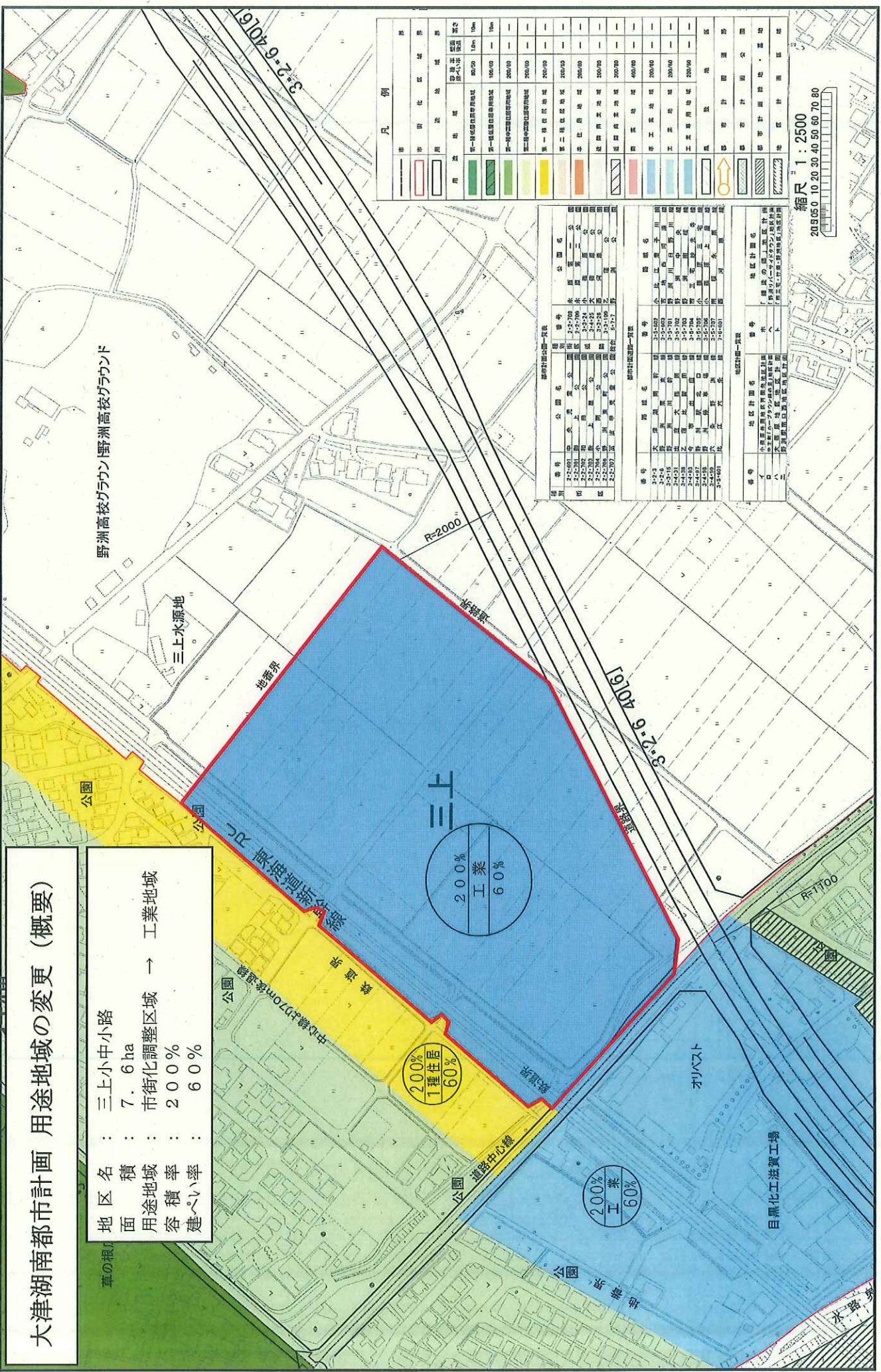


大津湖南都市計画 用途地域の變更 (概要)

地区名 : 三上小中小路  
 面積 : 7.6 ha  
 用途地域 : 市街化調整区域 → 工業地域  
 容積率 : 200%  
 建ぺい率 : 60%



凡 例

界	市街化調整区域	工業地域
界	用途地域	公園
界	第一種住居地域	第一種工業地域
界	第二種住居地域	第二種工業地域
界	第三種住居地域	第三種工業地域
界	第四種住居地域	第四種工業地域
界	第五種住居地域	第五種工業地域
界	第六種住居地域	第六種工業地域
界	第七種住居地域	第七種工業地域
界	第八種住居地域	第八種工業地域
界	第九種住居地域	第九種工業地域
界	第十種住居地域	第十種工業地域
界	第一種商業地域	第一種遊園地
界	第二種商業地域	第二種遊園地
界	第三種商業地域	第三種遊園地
界	第四種商業地域	第四種遊園地
界	第五種商業地域	第五種遊園地
界	第六種商業地域	第六種遊園地
界	第七種商業地域	第七種遊園地
界	第八種商業地域	第八種遊園地
界	第九種商業地域	第九種遊園地
界	第十種商業地域	第十種遊園地
界	第一種特別用途地域	第一種特別用途地域
界	第二種特別用途地域	第二種特別用途地域
界	第三種特別用途地域	第三種特別用途地域
界	第四種特別用途地域	第四種特別用途地域
界	第五種特別用途地域	第五種特別用途地域
界	第六種特別用途地域	第六種特別用途地域
界	第七種特別用途地域	第七種特別用途地域
界	第八種特別用途地域	第八種特別用途地域
界	第九種特別用途地域	第九種特別用途地域
界	第十種特別用途地域	第十種特別用途地域

番号	地区計画名	備考
3-2-2001	三上小中小路地区計画	本
3-2-2002	三上小中小路地区計画	本
3-2-2003	三上小中小路地区計画	本
3-2-2004	三上小中小路地区計画	本
3-2-2005	三上小中小路地区計画	本
3-2-2006	三上小中小路地区計画	本
3-2-2007	三上小中小路地区計画	本
3-2-2008	三上小中小路地区計画	本
3-2-2009	三上小中小路地区計画	本
3-2-2010	三上小中小路地区計画	本
3-2-2011	三上小中小路地区計画	本
3-2-2012	三上小中小路地区計画	本
3-2-2013	三上小中小路地区計画	本
3-2-2014	三上小中小路地区計画	本
3-2-2015	三上小中小路地区計画	本
3-2-2016	三上小中小路地区計画	本
3-2-2017	三上小中小路地区計画	本
3-2-2018	三上小中小路地区計画	本
3-2-2019	三上小中小路地区計画	本
3-2-2020	三上小中小路地区計画	本
3-2-2021	三上小中小路地区計画	本
3-2-2022	三上小中小路地区計画	本
3-2-2023	三上小中小路地区計画	本
3-2-2024	三上小中小路地区計画	本
3-2-2025	三上小中小路地区計画	本
3-2-2026	三上小中小路地区計画	本
3-2-2027	三上小中小路地区計画	本
3-2-2028	三上小中小路地区計画	本
3-2-2029	三上小中小路地区計画	本
3-2-2030	三上小中小路地区計画	本
3-2-2031	三上小中小路地区計画	本
3-2-2032	三上小中小路地区計画	本
3-2-2033	三上小中小路地区計画	本
3-2-2034	三上小中小路地区計画	本
3-2-2035	三上小中小路地区計画	本
3-2-2036	三上小中小路地区計画	本
3-2-2037	三上小中小路地区計画	本
3-2-2038	三上小中小路地区計画	本
3-2-2039	三上小中小路地区計画	本
3-2-2040	三上小中小路地区計画	本
3-2-2041	三上小中小路地区計画	本
3-2-2042	三上小中小路地区計画	本
3-2-2043	三上小中小路地区計画	本
3-2-2044	三上小中小路地区計画	本
3-2-2045	三上小中小路地区計画	本
3-2-2046	三上小中小路地区計画	本
3-2-2047	三上小中小路地区計画	本
3-2-2048	三上小中小路地区計画	本
3-2-2049	三上小中小路地区計画	本
3-2-2050	三上小中小路地区計画	本

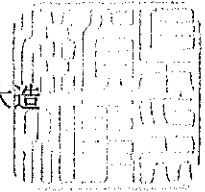
縮尺 1:2500  
 20 30 40 50 60 70 80



滋 都 計 第 6 2 3 号  
平成 28 年(2016 年)7 月 5 日

野洲市  
上記代表者 野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大造



大津湖南都市計画用途地域の変更について(事前協議)

平成 28 年 6 月 29 日付け野都第 129 号で協議のあったこのことについて、異存ありません。

なお、この回答は、後に行われる市都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意願います。

# 地区計画書(概要)

大津湖南都市計画地区計画の決定(野洲市決定)

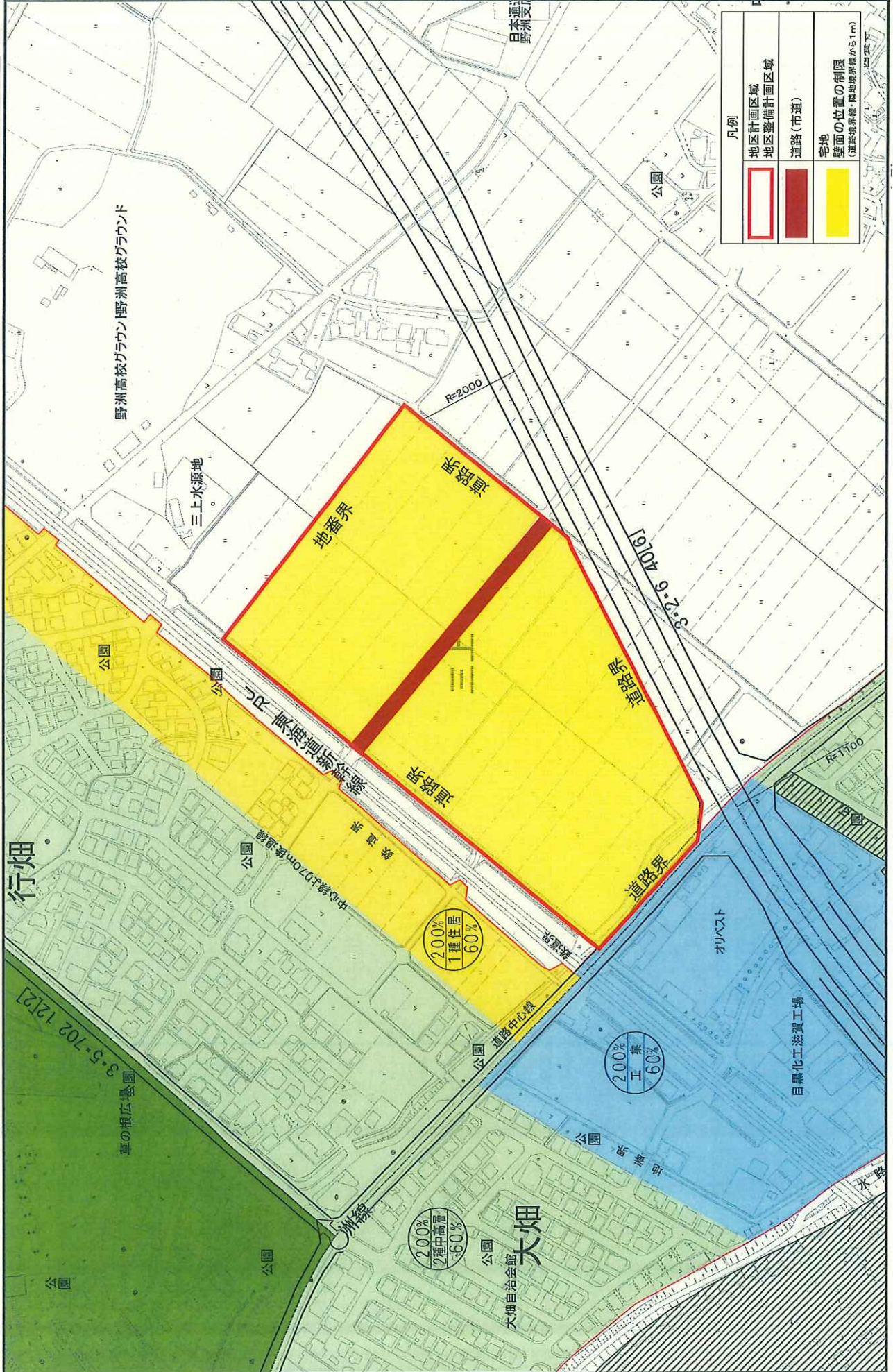
都市計画 三上小中小路工業団地地区計画 を次のように決定する

名	称	三上小中小路工業団地地区計画	
位	置	野洲市三上の一部	
面	積	約6.6ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、野洲市都市計画マスタープランの土地利用方針で「整備予定の国道8号野洲栗東バイパス周辺において、商工業・サービス施設の誘導及び住宅地の形成を図るため、適切な手法による市街地整備と周辺環境に配慮した土地利用の誘導を検討する」地域として位置付けされている。今後、本地区は「国道8号野洲栗東バイパス」に接することから工業・業務用地として最適地となり、現在の工業地域に接し連続性が保たれ、周辺環境との調和を図りながら工業団地の形成を目標とする。	
	土地利用の方針	周辺環境と調和した良好な工業・業務用地として土地利用を図る。	
	地区施設の整備方針	市道四ツ家小中小路線は、将来にわたりその機能を維持する。	
	建築物等の整備方針	良好な工業・業務用地を形成するため、「建築物等の用途の制限」及び「容積率の最高限度」、「建ぺい率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態若しくは意匠の制限」を定める。	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	・地区内の緑化を推進するとともに、緩衝緑地機能の維持、保全を図る。 ・周辺環境との調和を図るため、屋外広告物についても制限を設ける。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	市道四ツ家小中小路線(幅員 約9m、延長 約213m)	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第二(を)に掲げるもの。
		容積率の最高限度	200%
		建ぺい率の最高限度	60%
		敷地面積の最低限度	500㎡
		壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣接地境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1)道路境界線については1m以上 (2)隣地境界線については1m以上
		建築物の高さの最高限度	—
		建築物等の形態若しくは意匠の制限	(1)建築物の形態・意匠は周辺の景観に調和し、景観上支障がないものとする。 (2)建築物の外壁、屋根の色彩は、野洲市景観計画に定める基準とする。 (3)屋外広告物(自家用広告物及び非自家用広告物)は、デザイン、色彩とも周辺との調和を十分配慮したものでなければならない。また、野洲市屋外広告物条例に定める基準とする。
土地の利用に関する事項	—		
備	考		

「区域は計画図表示のとおり」

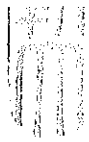
注：上記の項目および記載事項は、地区計画等の種類および定める内容により、名称、表現内容等が異なります。

# 計画図



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	道路(市道)
	宅地
	建物の位置の制限 (道路境界線、用地境界線から5m)

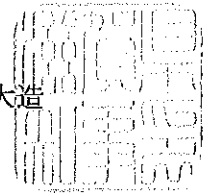


滋 都 計 第 6 2 4 号  
平成 28 年(2016 年)7 月 5 日

野洲市

上記代表者 野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大造



大津湖南都市計画地区計画の決定について (事前協議)

平成 28 年 6 月 29 日付け野都第 130 号で協議のあったこのことについて、異存ありません。

なお、この回答は、後に行われる市都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意願います。

記

地区計画名 ; 三上小中小路工業団地 地区計画